

# 即時抗告

# (福岡高裁) 取下げを決定

第5回定期総会のなかで、弁護団から喫緊の議題として「福岡高等裁判所において係属中の即時抗告については、その取下げの要否及び方法について、弁護団に一任する」との総会決議を求めます、との提案があり、参加者全員で承認されました。6月15日(月)に福岡高裁宛の取下げ文書を発送しました。

というのも、今まで期日調整をしてこなかった福岡高裁が今になって期日を調整し始めたのは、伊方原発が止まっているという現実を福岡高裁も重く見たからだと思われるからです。

仮に福岡高裁で即時抗告が棄却された場合、第三者から見ると、大分の裁判の会の敗北のように見え、広島決定が生じさせた「原発は危険である」との問題提起の効果を削いでしまう危険性があります。

## 伊方3号機を止め続けるための戦略

また、もし福岡高裁が、広島高裁とは異なる、従前の安易な判断を踏襲してしまった場合、これもまた「広島高裁の決定は特殊な考え方であって、常識的ではない。」との誤ったメッセージを世論に与えるおそれもあります。

特にこのような福岡高裁の判断は、本案訴訟を戦っている大分地方裁判所に影響するおそれがあります。福岡高裁は大分地裁の上級裁判所だからです。

## マイナスの影響回避、プラスを維持

そこで、弁護団としては棄却理由もさることながら、棄却という結論自体が全国的な脱原発運動、とりわけ大分も含む全国各地の裁判に与えるマイナスの影響を回避し、また広島高裁が生じさせているプラスの影響を維持するため、福岡高等裁判所の即時抗告が棄却される前に、戦略的に取下げを検討することを弁護団に一任していただく、議題のとおり総会におはかりするものです。

なお、債権者となつていただいている方たちからは内諾を頂いています。以上

## 解説：これまでの経過

2016年7月、大分地裁に4名で仮処分差止の申立を行いました。2018年9月28日、佐藤重憲裁判長により却下されました。10月12日に即時抗告するも、その後1年半以上も福岡高裁の動きがありませんでした。極めて異例の事態と言わざるをえません。

ふるさと大分は原発被害を許さない  
伊方原発をとめる大分裁判の会



提案する岡村正淳弁護団共同代表

## 高く評価される1.17広島高裁差止決定

令和2年1月に広島高等裁判所は伊方原発を運転してはならないとの決定を下しました。この決定は以下の内容を含む画期的なものです。すなわち、裁判所が原発の危険性を考慮するにあたって、対立する研究等がある場合には、「危険である」との研究成果を尊重して保守的に判断を下すべきと宣言した点です。

このような考え方は、安易に「安全である」との研究「成果」を採用して原発の危険性を否定してきた従前の裁判所の判決・決定に対する常識的かつ痛烈な批判であり、我々弁護団としても高く評価しており、また全国的な運動においても高く評価されています。

## 福岡高裁が即時抗告を棄却する可能性

他方で、広島決定が伊方原発の運転を禁じている状況下では、二重に運転差し止め決定を下す必要性がないとして、福岡高等裁判所が我々の即時抗告を棄却する可能性が高まっていると弁護団は予想しています。